

高松市監査委員告示第31号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年12月28日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(財政援助団体等監査)

(令和3年12月28日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

R3.12.28

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等		措置通知日
1	R2	R3.2.26	第4号	意見	交付金以外の経理と明確に区分し、適正な会計事務処理を行うよう指導することについて	P12	市民政策局	コミュニティ推進課	R3.11.30

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／地域コミュニティ協議会		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見		
意見の項目	交付金以外の経理と明確に区分し、適正な会計事務処理を行うよう指導することについて		
意見の内容	基本指針に基づき、交付金以外の経理と明確に区分し、それぞれの事業ごとに資金の流れの正確性と透明性を確保できるよう、協議会に対する指導を徹底されたい。		
公表文該当 ページ	P12		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/20210226zaienkekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年11月30日
所管課等	市民政策局 コミュニティ推進課
措置を行った 団体等	—
措置結果	<p>本件意見については、令和3年4月26日及び11月5日に開催した「事務局長及びセンター長合同会」において、事業ごとに経理を明確に区分すること、証拠書類を保管する際には、どの事業に係る証拠書類なのかが分かるよう整理することについて、指導を行った。</p> <p>また、毎年度、コミュニティ推進課が実施する地域まちづくり交付金の検査では、会計処理の正確性と透明性が確保できているかという視点で、検査を行うことについて説明したほか、一般社団法人高松市コミュニティ連合会と連携を図りながら、今後も継続的に、適正な会計事務処理を行うよう指導していくこととした。</p>